足　監　査　第　３８号
令和4(2022)年10月12日

足利市名草財産区管理者
足利市長　早　川　尚　秀　　様

足利市監査委員　　岡　本　篤　典

足利市監査委員　　岡　部　記　和

足利市監査委員　　齋　藤　昌　之

令和３(2021)年度足利市名草財産区特別会計歳入歳出決算審査意見について

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された令和3(2021)年度足利市名草財産区特別会計歳入歳出決算を審査したので、その結果について、次のとおり意見を提出します。

令和3（2021）年度足利市名草財産区特別会計歳入歳出決算審査意見

第1 審 査 の 対 象

令和3（2021）年度足利市名草財産区特別会計歳入歳出決算

第2 審 査 の 期 間

令和4（2022）年9月7日から令和4（2022）年10月5日まで

第3 審 査 の 方 法

審査は、足利市監査基準に準拠し、管理者から審査に付された令和3（2021）年度足利市名草財産区特別会計歳入歳出決算その他関係書類と会計管理者及び担当部課が所管する諸帳簿等を照合し、計数の確認を行ったほか、事務事業及び予算の執行状況等について関係職員からの説明を聴取して実施しました。

第4 審 査 の 結 果

審査に付された歳入歳出決算書及び附属書類は、前記の方法で審査した限り重要な点において、いずれも関係法令に適合し、かつ、計数も関係諸帳簿と符合し正確であり、予算の執行もおおむね良好であると認められました。

なお、歳入歳出差引残高は、出納閉鎖日現在における指定金融機関等の預金現在高証明書と一致し、正確であることを確認しました。

（注）・ 本文及び表中の金額は、原則として百の位を四捨五入し、千円単位としました。このため、合計額と内訳の計が一致しない場合や決算書と一致しない場合があります。また、前年度対比は、原則として千円単位の数値で比較しました。

・ 比率(%)は、原則として小数点以下第 2 位を四捨五入しました。このため、内訳の合計が 100.0 とならない場合があります。

・ ポイントとは、百分率（%）を比較した場合の単純差引数値です。

第5 審 査 の 概 要

1 財政運営の状況

当年度の財政運営の状況をみると、歳入は 1,991 千円で、前年度に比べて増加し、歳出は 1,738 千円で、前年度に比べて増加しています。

歳入の構成は、主に繰入金 1,300 千円、繰越金 347 千円、雑入 275 千円となっており、歳出の構成は、主に区有林維持費（財産管理費）1,392 千円、議員報酬(議会費)135 千円、事務費(一般管理費)209 千円となっています。

財政収支をみると、歳入歳出差引額 253 千円から前年度繰越金 347 千円を差し引いた単年度収支は 94 千円の赤字となり、基金の取崩しを行ったため、実質単年度収支が 1,394 千円の赤字となっています。

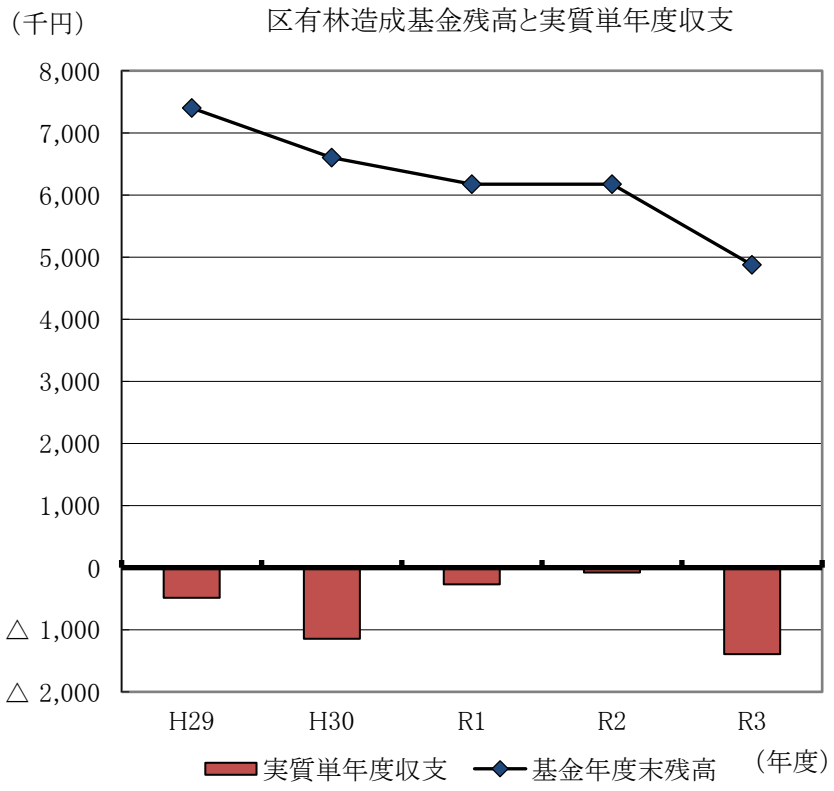

２ 歳入、歳出

当年度の歳入歳出決算の構成比率は、次のとおりです。

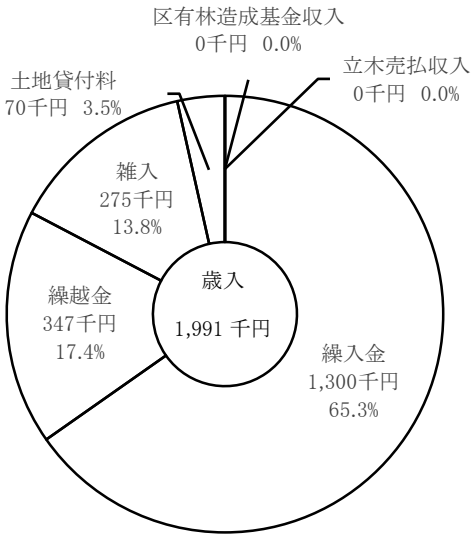

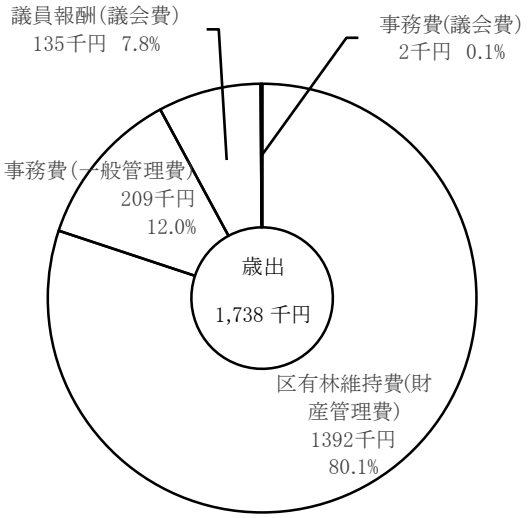

（1） 歳　入

（単位　千円・％・ポイント）

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収　入　率	
					対予算	対調定
R3	2,150	1,991	1,991	0	92.6	100.0
R2	1,120	765	765	0	68.3	100.0
比較増減	1,030	1,226	1,226	0	24.3	0.0
増減率	92.0	160.3	160.3	－	－	－

歳入決算額は、前年度に比べて増加しています。

これは、主に繰入金が 1,300 千円増加したことによるものです。

調定に対する収入率は 100.0％であり、また、収入の事務処理は、適正に行われていました。

（2） 歳　出

（単位　千円・％・ポイント）

区分 年度	予算現額	支出済額	不用額	執行率
R3	2,150	1,738	412	80.8
R2	1,120	418	702	37.3
比較増減	1,030	1,320	△ 290	43.5
増減率	92.0	315.8	△ 41.3	－

歳出決算額は、前年度に比べて増加しています。

これは、主に区有林維持費（財産管理費）が 1,234 千円、事務費（一般管理費）が 88 千円増加したことなどによるものです。

不用額は 412 千円で、その主なものは、損害賠償金（財産管理費）206 千円、需用費（一般管理費）82 千円、工事請負費（財産管理費）57 千円です。

なお、予算現額に対する執行率は、前年度に比べて増加しています。

支出の事務処理についても、おおむね適正に行われていました。

３ 財産の管理

土地は、1,420,301 ㎡で当年度中の増減はありませんでした。また、建物も 139 ㎡で増減がなく、主要な物品についても、異動はありませんでした。

山林面積は 1,415,261 ㎡で増減はありませんでした。

立木の推定蓄積量については、当年度中に所有 270 ㎥、分収 62 ㎥の成長があり、年度末現在高は所有 29,833 ㎥、分収 2,101 ㎥、計 31,934 ㎥となっています。

区有林造成基金は、当年度 1,300 千円の取崩しを行ったため、年度末現在高は 4,873 千円となっています。

財産の管理については、おおむね適正に行われていました。

第６ 意　　見

財産区は、地方自治法第 294 条により、その設置が規定され、所有する財産又は公の施設の管理及び処分を主たる目的とし、その実施にあたっては、住民の福祉の増進に寄与するとともに、地区と市との一体性を損なわないように努めることが求められています。

名草財産区においては、近年、基金の取崩しを実施せず、実質単年度収支の赤字の圧縮に努めてこられました。依然として厳しい財政状況が続く中、当年度において、区有林内の樹木の倒木により、復旧のための工事請負費、損害賠償金の

支出が発生し、基金の取り崩しで対応したところです。

昭和29(1954)年に名草財産区が設置されてから半世紀以上が経過し、社会・経済情勢は当時から大きく様変わりしており、区有財産の主体を成す森林は、木材生産機能のみならず、自然環境や国土の保全等、様々な機能が重要視されています。樹木の安全面での管理も含め、郷土の貴重な緑を護るために、財産区のあるべき姿（将来）について早急な検討を望みます。